

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

令和 年 月 日

東広島市長様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第4条の規定により、次のとおり支払を請求します。

- 1 請求金額 円
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年2月1日執行東広島市長選挙
4 候補者の氏名
5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 6 連絡先氏名
電話番号 () —

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料の代金を請求する場合にあっては、このほかに選挙運動用自動車燃料代金確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に掲げる4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に掲げる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面であって、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したもの）の写し）とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、東広島市に支払を請求することができません。
- 燃料の代金に係る請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料に係るものであって、選挙運動用自動車燃料代金確認書の「確認金額」に記載された額以下の額に限られます。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その 1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
令和 年 月 日	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）欄又は（イ）欄のいずれか少ない額を記載してください。

(別紙) その 2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
令和 年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 =16,100 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のいずれか少ない額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(2) 燃料代金

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
令和 年 月 日		円× = ℥ 円			
合 計		円	53,900 円	円	

備考

- 「合計」の項の「基準限度額」欄には、選挙運動用自動車燃料代金確認書に記載された確認金額の合計額を記載してください。
- 「合計」の項の「請求金額」欄には、(ア) 欄又は(イ) 欄のいずれか少ない額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア) 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その4

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(3) 運転手

雇用年月日	報酬の額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）欄又は（イ）欄のいずれか少ない額を記載してください。

請求書

（選挙運動用ビラの作成）

令和 年 月 日

東広島市長様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第8条の規定により、次のとおり支払を請求します。

- 1 請求金額 円
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年2月1日執行東広島市長選挙
4 候補者の氏名
5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 6 連絡先氏名
電話番号 () -

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、東広島市に支払を請求することができません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38	16,000	134,080				

備考

- (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄又は(D) 欄のいずれか少ない額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄又は(E) 欄のいずれか少ない枚数を記載してください。
- (I) 欄に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載してください。

請求書

（選挙運動用ポスターの作成）

令和 年 月 日

東広島市長様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第11条の規定により、次のとおり支払を請求します。

- 1 請求金額 円
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和8年2月1日執行東広島市長選挙
4 候補者の氏名
5 振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 6 連絡先氏名
電話番号 () -

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、東広島市に支払を請求することができません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名

ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所 506	円	枚	円 1,206	円	枚 506	円 610,236	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場の数を記載してください。
- (D)欄には、次の算式により算出した額を記載してください。

(ポスター掲示場の数が 500 を超える場合の単価)

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 錢} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \begin{array}{l} \text{単価 } 1 \text{ 円未満} \\ \text{の端数は切上げ} \end{array}$$

- (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認を受けた作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄又は(D)欄のいずれか少ない額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄又は(E)欄のいずれか少ない枚数を記載してください。